

託問電波工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業に関する規程

(趣旨)

第1条 託問電波工業高等専門学校学則第14条に規定する各学年の課程の修了及び卒業の認定については、この規程の定めるところによる。

(試験)

第2条 定期試験は、年2回とし、各学期末に行うものとする。

2 担当教員が必要と認めた科目については、中間試験を行うものとする。

3 試験以外の方法で成績の評価ができる科目については、担当教員の判断により第1項に定める試験の全部、又は一部を行わないこともある。

(追試験)

第3条 次の各号に掲げる事由により、定期試験を受けることができなかつた者については、事由を証明する書類を添えて願い出た場合、追試験を行うものとする。なお、故意に願い出を怠り、追試験を受けなかつた者については、試験を忌避した者とみなすものとする。

一 病気(医師の診断書を要する。)

二 忌引(学生準則第15条による。)

三 その他やむをえないと認められる事由

(成績の評価)

第4条 試験等による各科目の成績の評価は100点法による。ただし、追試験の成績については、担当教員の判断により、80点満点で評価することもできるものとする。

2 学業成績は、学期成績と学年成績に分け、学期成績にういては、定期試験、中間試験その他を総合したものを100点法で、また学年成績については、各学期成績その他を総合したものを、100点法並びに第5条に定める評語で評価するものとする。

3 卒業研究の成績は、「合格」又は「不合格」の評語で評価するものとする。

4 校外実習の成績は、「合格」又は「不合格」の評語で評価するものとする。

(成績の評語)

第5条 学業成績の評語は、優・良・可・不可とし、次の区分により、指導要録に記載するものとする。

| 評 語 | 点 数 |
|-----|-------------|
| 優 | 80点以上100点まで |
| 良 | 60点以上 79点まで |
| 可 | 50点以上 59点まで |
| 不 可 | 49点以下 |

2 各履修科目のうち、出席時数が年間授業時数の3分の2に満たない科目については、「未履修」の評語で、また、すでに「不可」の評語で指導要録に記載されている科目のうち、単位追認試験により、単位の修得が認められた科目については、「追認・可」の評語で、それぞれ指導要録に記載するものとする。

(試験忌避等)

第6条 故意に試験を忌避したと認められた者又は懲戒処分のため試験を受けることができなかつた者の当該科目の試験成績は、0点とするものとする。

(不正行為)

第7条 試験中に不正行為をした者は、それ以降の受験を停止させ、当該試験中の全科目の試験成績は、0点とするものとする。

(課程の修了・進級・卒業の認定)

第8条 校長は、次の各号に掲げる条件を満たした者について、各学年の課程を修了したものとして、進級又は卒業を認めるものとする。

- 一 学則別表に定める各学科の教育課程において、各学年の必修科目の出席時数が年間授業時数の3分の2以上であること。
 - 二 第1学年から第3学年までについては、特別活動の履修が良好で、工学実験を修得し（ただし、学則別表に定める教育課程において、当該学年に工学実験が配当されていない学科においては、これを除く。）かつ、第1学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
 - 三 第4学年については、工学実験を修得し、かつ、第1学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
 - 四 第5学年については、工学実験及び卒業研究を修得し、かつ、第1学年からの累計修得単位数が、167（そのうち一般科目75、専門科目82以上）以上であること。
前号に掲げる条件を満たさない者であっても次の条件に該当する者は卒業を認めることができる。
- ア 単位追認試験実施細則第5条第1項第1号に定める特別単位追認試験を受験し、その結果、卒業認定に必要な条件を満たす者
 - イ 単位追認試験実施細則第5条第1項第2号に定める特別単位追認試験を受験し、その結果、卒業認定に必要な条件を満たす者
- 五 第2号から第4号の累計単位数については、学則第13条の2及び第13条の3の規定により修得を認められた単位数を、認定をうけた年度に加算して計算するものとする。

| 学 年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 |
|---------|----|----|----|-----|-----|
| 累計修得単位数 | 24 | 55 | 87 | 123 | 167 |

- 2 前項各号に掲げる条件を満たさない者であっても、教員会議の議を経て、校長が特に認める場合には、課程の修了又は進級・卒業を認めることができる。
- 3 退学の申し出があった場合、第1項各号に掲げる条件を満たさない者であっても、次の各号に掲げる条件を満たした者については、課程の修了を認める。但し、原級者については、前年度の成績によることもできる。
 - 一 第1学年については、20単位以上を修得している者
 - 二 第2学年については、累計50単位以上を修得している者
 - 三 第3学年については、累計80単位以上を修得している者
 - 四 第4学年については、累計115単位以上を修得している者
（原級・再履修）

第9条 課程の修了を認められなかった者は、原学年に留めるものとし、当該学年の全授業科目を再履修するものとする。ただし、第4・5学年については、選択科目のうち修得を認定された科目の履修を免除し、単位を認定することができるものとする。

- 2 前項、ただし書の規定は、当該学生が免除された科目の再履修を妨げるものではない。なお、免除された科目を再履修した者の当該科目の学年成績については、前年度の成績と再履修の場合の成績を比較して、より上位の成績を以って評価することができるものとする。

（単位追認試験）

第10条 学年成績の評価において、「不可」と認定された科目については、単位追認試験を行うものとする。

- 2 前項に定める単位追認試験により、単位の修得を認められた科目の成績の評価は、「可」とするものとする。
- 3 単位追認試験の実施に関し、必要な事項は、別に定める。
（編入及び転科学生の修得単位数）

第11条 編入及び転科を許可された者については、本校当該学科の前学年までの課程を修了した者と同等と認定し、以後の修得単位数の計算に関しては、第8条の規定を準用するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。